

# 民権連通信

民主主義と人権を守る府民連合（民権連）

〒556-0024 大阪市浪速区塩草 2-2-31

TEL (06) 6568-2031 fax (06)6568-2047

## 「人権と部落（同和）問題セミナー」（1／25）



1月25日（木）東京で「人権と部落（同和）問題セミナー」が開かれました。石倉康次立命館大学特任教授が『部落差別解消推進法』容認の理論的背景—部落問題解決の到達点といわゆる『結婚差別』のとらえ方について」と題して講演しました。石倉氏はまず「部落問題解決の到達点の確認」として三つの時期（高度経済成長期前 高度経済成長下 同和行政施策実施後）の調査を

比較して部落問題解決の変化を解明しました。その上で、「結婚差別」に焦点を当てた最近の研究をめぐって「斉藤直子（2017）『結婚差別の社会学』（勁草書房）を取り上げ、分析対象の偏り、親の同意の有無を分析基軸とする等の問題点を指摘、部落問題解決への歩みの過程を確認する実践こそ重要で、研究者としての斉藤氏が評価する「部落」を固定化した実践に厳しい批判を加えました。

## 全国人権連 政府交渉（法務省 文科省）

全国人権連は1月26日（金）政府交渉を行いました。法務省交渉では、「部落差別解消推進法」に関わる要求に対して人権擁護局総務課長が回答。「附帯決議の示すところの重要性については職員一同、法務局、地方法務局すべて認識していると心得ている。法律のみならず附帯決議の意味するところを、その趣旨を踏まえた適切な対応をしていきたい」と答えました。6条調査（部落差別の実態に係る調査）については、「部落差別の実態に係る調査という文言になっている。要は、部落差別の実態を調査しろとは書かれていない。なので、差別があるかないかということ、ほじくり返して表に出すというような調査は課せられていないものと承知している。みなさんが御懸念のような、この調査をすることによって、解消しつつある部分に光をあててみたり、新たな問題提起をしたり、そのようなことのないようやっていく上で、調査の方法とか質問事項を今精査している。実態調査ではない、というのが最大限の答えではあるんです。これをあえて避ける言葉を使っている、というところに万感の思いが含められているわけです。」と答えました。

また「法は議員立法として成立している。条文の解釈は国会審議の内容を充分参考にし、言ってみれば財政措置を伴うインフラ整備については国は全く課せられていない。道路を整備したり新しい建物を建てたりはもうしないと考えています。」との認識を示しました。

文科省交渉では、「部落差別解消推進法」については法文と衆参附帯決議を含めて通知、

徹底している。民間運動団体の圧力等によって行政が主体性を失うことのないよう、特定の地域や個人が示されることで新たな差別や偏見を生むことがないよう留意しながら教育及び啓発を実施していく必要があるとの認識を示しました。また、「部落差別は理由がない差別、附帯決議にあるように、新たな差別を生まないようにというのが一丁目一番地だと思っている」と答えました。

教科書の問題については、記述内容を具体的に示して改善を要求。「子どもたちが部落差別を知るのは学校の授業の中でが一番多い。基礎教育の場で、あたかも部落差別が存在しているという認識が子どもたちに作られる。その重要性や深刻性を提供する側の行政はどう捉えているのか、早急に改善する手立てを尽くすべき検討課題」と指摘。省側は「教科書は一言一句すべて教え込まなければならないということではない」「いただいたご意見は課内の方で共有する。ご意見として受け止めさせていただく。」と答えました。

### 大阪市交渉（1／23）～交渉内容の一部を紹介します。

(2) 「同和对策事業の対象としての地域及び住民は存在しません」について

(民権連) これは大阪府も言っていること。府に対しても言っていくが、これでは事業の対象でない地域と住民が存在することになるということになるが、どういふことか。

(大阪市) = 今後検討したい。

(3) 「真に部落差別の解消に資するものとなるようその地域の実情に応じた施策を実施」について

(民権連) 意味が分からない。

(大阪市) = 国の法に基づいて実施していく。具体的なことは言えない。

(5) 「落書き・投書・差別的な言動、インターネット上の落書き」について

(民権連) この件数で、人権侵害事象として文書にまでして教育・啓発しなければならないのか。地域の実態をどうみているのか。「23年の対応」のことか。どんな検討をしているのか。

(大阪市) = 今年中に見直しをする。

(6) 「人権意識調査」について

(民権連) 大阪市の意識調査は同和問題が多い。今後同和問題は入れるべきではない。

(大阪市) = 20年に調査 10年の経年変化。「同和」を減らす。

(7) 「人権協会問題」について

(民権連) 「地活協」に補助金を出している。浪速では公正団体に人権協会が入っている。他の地区はどうなっているのか。

(8) 「『部落』を表示している石碑やステッカー」について

(民権連) どれだけ「同和・部落」を宣伝しているのか。

(大阪市) = ビデオは検討する。

#### (10) 保育所問題

(民権連) 子どもの健全な育成を本当に考えているのか。改めて話し合いの場を求める。

(大阪市) =待機児童を出さないように努力している。

#### 「小中一貫校問題」を考える学習会（1／28）

1月28日（日）、寝屋川市民会館において、寝屋川の教育を考える会主催の「小学校統廃合計画凍結のとりくみに学ぶ」学習会が開かれました。

最初に、教職員組合から「施設一体型小中一貫校のデメリット」について報告されました。現状と比較して考えられるデメリットとして、教員などの減少、児童・生徒一人あたりの校地面積が大幅に狭くなる、校区の広域化で学校が遠くなる、の3点が指摘されました。また、先行実施している学校の実態より、大規模化で目が行き届かない、行事を一緒にすると出番が減る、小学生らしさと中学生らしさが失われる、教員間の意思疎通に時間がかかり、ぶつかることや妥協せざるを得ないことが多くなること等が指摘されました。

講師の今西清さん（川西の教育を考える会）は、施設一体型の小中一貫校の建設のねらいが国の公共施設統合再編政策にあり、とりわけ小学校の統廃合による「教育予算の削減」にあること、保護者と住民による小学校を守る活動で計画を凍結させた運動が紹介されました。参加した保護者からの質問に、運動の取りかかり、そして地域全体に大きく広がった経過が詳しく説明されました。

#### 民権連長瀬支部、総会と「新春のつどい」開催（1／28）



1月28日（日）、民権連長瀬支部は東大阪市長瀬町のどんぐり薬局3階会議室において、総会と「新春のつどい」を開催、厳しい寒さのなか30人の会員が参加しました。

1部の総会では、藤本博書記長が新役員提案、会計報告、支部結成55周年記念事業会計、「長瀬斎場建て替え計画」と当面の取り組みを報告し、全員の拍手で確認しました。

新役員あいさつでは、喜多信子新支部長が解放運動に参加した経過と支部結成55年の想いや、歴代支部長、書記長をはじめ、会員や住民のみなさんに育てられて今日までできたことを感慨深く語り、最後に医療生協、ケアフリーをはじめ市内の民主勢力と力を合わせて会員さんや地域住民の要求実現のためがんばっていく決意をのべました。来賓として、うち海公仁府政対策委員長、上原けんさく市議員より激励のあいさつを受け、総会を終わりました。2部の「新春のつどい」は、森本五月執行委員の司会で進められ、乾杯の音頭、ケアフリーの誠さんが握る寿司を“美味しいおいしい”と食べながら歓談、カラオケ、抽選会と楽しく交流しました。